

○富士見町宿泊施設整備促進補助金交付要綱

令和 8 年 5 月 19 日
令和 8 年富士見町告示第 77 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富士見町における観光誘客の促進、交流人口の増加及び地域活性化を図るため、町内において宿泊施設の整備（新築、増築、改築、改修、備品の購入をいう。以下同じ。）を行う事業者に対し、予算の範囲内において富士見町宿泊施設整備促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富士見町補助金等交付規則（昭和 51 年規則第 7 号）（以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「宿泊施設等」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受け営業する施設
- (2) 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出をした施設

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、宿泊施設を運営する又は運営予定の者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に宿泊施設を整備・運営するため、次に掲げる手続を完了した、又は完了する見込みのある個人又は事業者
 - ア 住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項に基づく届出
 - イ 旅館業法第 3 条第 1 項の許可（同法第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の許可をいう。）
- (2) 町内に住民登録がある個人、又は町内に事業所を有する法人
- (3) 町税及びその他の徴収金を滞納していない者
- (4) 富士見町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的としない者
- (6) 同一年度において、本町の他の制度による宿泊施設の環境整備に係る補助金、助成金等を受けていない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる宿泊施設の整備事業とする。ただし、第3号に掲げる事業は、第1号又は第2号に掲げる事業と一体的に行う場合に限り、補助対象とする。

- (1) 宿泊施設の新築
- (2) 宿泊施設（空き家又は遊休施設を宿泊施設として活用する場合を含む。）の改修
- (3) 宿泊のために必要な設備の整備（宿泊者の利用に供するものに限る。）

2 前項に規定する補助対象事業は、第8条に規定する事業計画書を提出した日の属する年度の翌年度までに、第10条に規定する補助金交付申請を行うものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象事業の目的が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 宿泊施設等が旅行者等への宿泊の目的以外に使用され、又は無償により提供される場合
- (2) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う場合
- (3) その他町長が適当でないと認める場合

4 同一の宿泊施設について、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、補助対象事業の対象としない。

（遵守事項）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けるにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町の観光施策及び町内事業者と積極的に連携すること。
- (2) 施設が所在する区・集落の活動へ協力し、地域住民との良好な関係を維持すること。
- (3) 騒音防止及び火災防止のための適切な措置を講じること。
- (4) 近隣住民等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応する責任者および連絡体制を整備すること。
- (5) 宿泊施設等の運営に伴い発生した廃棄物は、事業者の責任において適正に処理するものとし、町内の家庭ごみ集積所へ排出しないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 宿泊施設のうち宿泊者の利用に供する部分の新築、増築、改築、改修に係る設計費及び工事費
- (2) 備品購入費（宿泊者の利用に供するものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象者が自ら行う宿泊施設の環境整備に要する経費
- (2) 用地取得費、不動産取得費、登記等に係る費用、建築確認申請に係る費用等
- (3) 宿泊施設等の環境整備を伴わない解体工事に要する経費
- (4) 宿泊施設等以外の建築物（車庫、農機具庫及び蔵等）の工事に要する経費
- (5) 水道加入金、下水道受益者負担金等
- (6) 太陽光発電設備の設置費、合併浄化槽の設置費
- (7) 店舗、住居等、宿泊の用に供する部分以外の工事又は設備に要する経費
- (8) その他町長が適当でないと認める経費

3 補助金対象経費に対する国、県から補助金その他の収入金があるときは、当該補助対象経費から当該収入金の額を控除するものとする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事業計画及び承認）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に、富士見町宿泊施設整備促進補助金事業計画書（様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画箇所の位置図及び補助対象経費の詳細が分かる見積書の写し
- (2) 施設の平面図（宿泊部分とそれ以外の区別を明示したもの）及び現況写真
- (3) 次のいずれかの書類の写し（取得済みの場合は許可証又は届出済証の写し、申請・届出中の場合は申請書又は届出書の写し）

ア 旅館業法第3条第1項の許可（同法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の許可をいう。）

イ 住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出

- (4) 登記事項証明書（全部事項）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、富士見町宿泊施設整備促進補助金事業承認通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第 9 条 前条の規定による通知を受けた申請者が、補助対象事業の内容を変更（交付予定額の変更又は事業内容の著しい変更をいい、軽微な変更を除く。）し、又は事業を中止しようとするときは、富士見町宿泊施設整備促進補助金事業変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）により町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、富士見町宿泊施設整備促進補助金事業変更承認通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請・完了実績報告）

第 10 条 申請者は、当該事業が完了したときは、速やかに富士見町宿泊施設整備促進補助金交付申請書・完了実績報告書（様式第 5 号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し又は備品購入契約書等の写し
- (2) 補助対象事業の支払が確認できる書類の写し（領収書等）
- (3) 完了後の写真（施工箇所・購入備品。改修の場合は改修前との比較写真）
- (4) 次のいずれかの書類の写し（取得済みのものに限る。）

ア 旅館業法第 3 条第 1 項の許可に係る許可証（同法第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の許可をいう。）

イ 住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項に基づく届出済証

- (5) 誓約書（様式第 9 号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金交付決定）

第 11 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が事業承認の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を決定し、富士見町宿泊施設整備促進補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、審査時の現地確認等に最大限の協力をしなければならない。

(交付の条件)

第 12 条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じて条件を付するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 第 11 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに富士見町宿泊施設整備促進補助金交付請求書（様式第 7 号）により町長に請求するものとする。

(事業の継続及び報告)

第 14 条 交付決定者は、補助金の交付を受けた後も当該施設において宿泊営業を継続しなければならない。

2 交付決定者は、事業完了日の属する年度の翌年度から 3 年間、各年度の運営状況について、富士見町宿泊施設整備促進補助金経過報告書（様式第 8 号）により、毎年町長が指定する日までに報告しなければならない。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定を受けた日から 3 年未満で、正当な理由なく事業を廃止し、又は 1 年を超えて休止したとき。

(3) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとし、返還を求める金額は、別表のとおりとする。ただし、前項第 1 号に該当する場合は、交付額の全額を返還させるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 14 条及び第 15 条に関する規定については、令和 14 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前に交付決定を受けた補助金の取扱いについては、この要綱失効後も、なお従前の例による。

別表 (第 15 条関係)

交付決定の日からの経過年数	返還を求める金額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%